

令和8年第8回 札幌市教育委員会会議録

※非公開に係る議案（議案第4号から議案第10号）を除く

令和8年第8回教育委員会会議

1 日 時 令和8年6月24日（水）13時30分～14時32分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	山 根	直 樹
委 員	佐 藤	淳
委 員	道 尻	豊
委 員	中 野	倫 仁
委 員	朝 倉	由紀子
委 員	田 中	あ い
教育次長	廣 川	雅 之
総務部長 兼 労務担当部長	手 塚	圭 希
学校支援担当部長	木 戸	拓 史
学校教育部長	佐 藤	圭 一
調整担当部長	吉 田	憲 史
児童生徒担当部長	伊 達	峰 史
教職員担当部長 兼 学校連携支援室長	児 玉	麻知子
中央図書館長	立 野	靖
スポーツ部長	奥 木	貴 史
総務課長	新 津	明 久
庶務係長	吉 田	望
書 記	松 久	はづき

4 傍聴者 4名

5 議 題

議案第1号 札幌市立幼稚園園則の一部改正について

議案第2号 札幌市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案について

議案第3号 札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案について

議案第4号 札幌市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議案第5号 令和8年度札幌市社会教育功労者表彰選考委員会委員の委嘱について

議案第6号 令和8年度札幌市学校給食運営委員会委員の委嘱又は任命について

議案第7号 札幌市学校結核対策委員会委員の解嘱及び委嘱又は任命について

議案第8号 令和8年度札幌市奨学生（継続及び補充採用者）の選定について

議案第9号 学校職員に対する懲戒処分について

議案第10号 札幌市幼児アセスメント委員の委嘱について

【開 会】

○山根教育長 これより、令和8年第8回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、中野倫仁委員と朝倉由紀子委員にお願いいたします。

本日の議案第4号から第7号及び第10号は附属機関の委員の任免に関する事項、議案第8号は奨学生の選定に関する事項、議案第9号は人事に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第14条第1項第1号、第2号、第3号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

○山根教育長 それでは、議案第4号から第10号は公開しないことといたします。

◎議案第1号 札幌市立幼稚園園則の一部改正について

○山根教育長 議案第1号「札幌市立幼稚園園則の一部改正について」です。事務局から説明をお願いします。

○教職員担当部長 教職員担当部長の児玉でございます。

議案第1号、札幌市立幼稚園園則の一部改正について、説明させていただきます。

本件について、5ページ目の資料に基づき説明させていただきますので、5ページ目の資料の「1 改正理由」をご覧ください。今回の改正は、大きく分けて2点の理由がございます。

1点目は、国の設置基準の引き下げへの対応でございます。近年、特別な配慮を必要とする幼児が増加傾向にあることなどを踏まえ、一人ひとりに応じた行き届いた教育を推進するため、国の「幼稚園設置基準」が改正され、1学級の幼児数が原則「35人以下」から「30人以下」に引き下げられました。

2点目は、特別な教育的支援を必要とする幼児の受け入れ枠確保でございます。市立幼稚園には特別な支援を必要とする幼児などを受け入れる役割が期待されておりますが、現状の3歳児の定員である20人のみでは十分な受け入れ人数を確保できない場合があるため、柔軟な対応を可能にする必要がございます。

次に、資料の「2 改正内容」をご覧ください。

1点目として、4歳児および5歳児の定員を、国の設置基準改正に合わせ、現行の各35人から各30人に引き下げます。

2点目の3歳児の定員につきましては、すでに国の新しい設置基準である30人を下回る、教員1人当たりの幼児数に配慮した本市独自の基準である20人としていることから、そのまま据え置きといたします。

3点目として、3歳児定員の「特例」を新設いたします。園長が特に必要があると認める場合は、教育に支障のない範囲内で定員の20人を超えて入園させることができるよう改正いたします。ただし、進級した際に4歳児の定員を超過しないよう、受入上限は「4歳児の定員（30人）まで」といたします。

4点目は、入園時期の例外、いわゆる随時入園の要件緩和でございます。これまでは欠員がある場合のみ随時入園を認めておりましたが、先ほどの特例により、園長が特に必要があると認めて入園させる場合には、欠員の有無にかかわらず、随時の入園を認めることといたします。

続きまして、資料の「3 施行期日と経過措置」をご覧ください。

本規則の施行期日につきましては、令和9年4月1日からいたします。また、経過措置として、令和8年度に定員35人で入園した4歳児が、令和9年度に5歳児へ進級する際に定員の30人を超えることを許容するための措置を設けることといたします。

本件についての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山根教育長 はい、ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

○山根教育長 それでは、議案第1号については、提案どおり決定されました。

◎議案第2号 札幌市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案について

◎議案第3号 札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案について

○山根教育長 続きまして、議案第2号「札幌市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案について」及び議案第3号「札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案について」ですが、いずれもこども本の森札幌・北大の開設に関する事項でございます。これらについてまとめて説明、ご審議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

○山根教育長 それでは、議案第2号及び第3号はまとめて説明、審議を行うこととします。事務局から説明をお願いします。

○中央図書館長 中央図書館長の立野です。

議案第2号「札幌市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案について」及び議案第3号「札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案について」につきまして、一括してご説明させていただきます。

まず議案第2号について、議案資料のうち、2ページにございます議案概要を用いて説明させていただきます。議案概要の「1 札幌市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案」をご覧ください。

こども本の森札幌・北大を新たな図書館として設置するにあたり、令和7年6月10日に札幌市図書館条例の一部を改正する条例を公布しておりますが、当時建物がしゅん工しておらず、新設日を確定できなかったため、施行期日については教育委員会が別途定めることとしておりました。その後、令和8年4月6日に建物の工事がしゅん工し、開設準備を進めているところでありますが、この度、令和8年8月1日からこども本の森札幌・北大の供用を開始できることが確実になったため、改正条例の施行期日を令和8年8月1日と定めるものです。

なお、規則の施行期日については、公布の日から施行となります。

次に、議案第3号についても引き続きご説明いたします。こちらでも議案第3号の資料のうち、5ページにございます議案概要を用いて説明させていただきます。議案概要の「2 札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案」をご覧ください。

こちらは、こども本の森札幌・北大の開設に伴い、必要な事項を定めるため、札幌市図書館条例施行規則の改正を行うものです。

主な改正内容としては、こども本の森札幌・北大の開館時間及び休館日を定める他、こども本の森札幌・北大では図書館資料の貸出を行わないことから、これに伴う所定の規定整備を行うものです。

本規則の施行期日は、先ほどご説明した改正条例の施行の日である令和8年8月1日からの施行となります。

議案第2号、第3号に関する説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○山根教育長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

○山根教育長 それでは、議案第2号及び第3号については、提案どおり決定されました。

○山根教育長 議案第4号から第10号は公開しないことといたしますので、傍聴の方は恐縮ですが、退席をお願いいたします。

以下、非公開